

千葉市地域生活支援給付の支給決定に係る経過措置について

平成18年10月1日から、千葉市は障害者自立支援法に規定する地域生活支援事業を実施しておりますが、本市は、経費の一部を市が給付する個別給付型のサービスについて、千葉市地域生活給付事業として共通のしくみで事業を実施します。

本事業を開始することにあたり、9月30日付けで千葉市地域生活支援給付に移行する前のサービスを決定していた方につきましては、10月1日付けで申請があったものとみなし、下記のとおり支給決定します。

支給決定者の方には、後日、「仮受給者証」を送付いたしますので、お手元に届きましたら契約事業者にならずその旨をご連絡ください。また、「仮受給者証」が届くまでの間も、本経過措置については、従前利用していた事業者には伝えてありますので、下表の支給量の範囲内で事業者と契約の上、サービスの提供を受けてください。

18年9月まで決定していたサービス		18年10月1日付けで支給決定したサービス	18年10月1日付けで支給決定した1か月あたりの支給量
障害福祉サービス	外出介護（身体介護有り）	移動支援（身体介護有り）	1 外出介護 ≤ 25時間だった方 … 外出介護の時間数 2 外出介護 ≥ 25時間だった方 (1) 外出介護と通院介助の時間の差が25時間以下の方 … 25時間 (2) 外出介護と通院介助の時間の差が25時間を超える方 … 当該差の時間数
	外出介護（身体介護無し）	移動支援（身体介護無し）	
	短期入所(知的障害者及び障害児の方)	日中一時支援（日中預かり型）	60時間
	障害者デイサービス（利用している事業所が経過的天デイサービスを実施する場合に限る）	経過的天デイサービス	障害者デイサービスと同じ日数
訪問入浴サービス		訪問入浴サービス	4回